

(様式1)

審査基準 (申請に対する処分関係)

	担当課	農地・担い手 対策室	検索番号	2-1
法令名	愛媛県立農業大学校における授業料及び入学選考料徴収条例	根拠条項	6	
許認可等	授業料及び入学選考料の減免又は納付の猶予			
(根拠規定)				
第6条 知事は、休学期中の者に対しては授業料を、災害その他やむを得ない事業により学費の支弁が困難と認められる者に対しては授業料若しくは入学選考料を減免し、又はその納付を猶予することができる。				
(許認可等の基準)				
愛媛県立農業大学校規則 (昭和58年4月1日規則第23条)				
第18条 知事は、特別の事業があると認める場合は、授業料の分納を許可し、又はその納付を猶予することがある。				
2 前項の規定による授業料の分納の許可及び納付の猶予の基準及び手続きについては、知事が定める。				
第19条 休学期間中の授業料は、免除する。ただし、学期の途中において休学し、又は復学する場合は、当該学期分の授業料については、この限りでない。				
2 知事は、学業成績が優秀で、かつ、災害その他やむを得ない事業により学費の支弁が困難と認められる者に対しては、授業料を減免することがある。この場合において、授業料の減免は、学期ごとに行う。				
3 知事は、災害その他やむを得ない事業により学費の支弁が困難と認められる者に対しては、入学選考料を免除することがある。				
4 前2項の規定による授業料及び入学選考料の減免の基準及び手続きについては、知事が定める。				
(その他)				